

岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）新旧対照表

現行	改正案
<p><b>(定義)</b></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 公文書 岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第2条第2号に規定する公文書をいう。</p> <p>(3) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。</p> <p>(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p><b>(保管等の一般的規制)</b></p> <p>第6条 実施機関は、個人情報の保管等をしようとするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。</p>	<p><b>(定義)</b></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 公文書 岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第2条第2号に規定する公文書をいう。</p> <p>(3) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。</p> <p>(5) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(6) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいつ。</u></p> <p>(7) <u>保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報をあって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。</u></p> <p>(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p><b>(保管等の一般的規制)</b></p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条及び第20条において同じ。）の保管等をしようとするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)

(目的外利用及び外部提供の規制)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて保有個人情報の記録の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

- (1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は本市の正当な行政執行に関連があるとき。
  - (2) 目的外利用をする保有個人情報が岡山市情報公開条例第5条第1号ただし書に該当するとき。
  - (3) 目的外利用することについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が審査会の意見を聴いて認めたとき。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。
- (1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合でその業務の遂行のために必要があると認められるとき。
  - (2) 外部提供をする保有個人情報が岡山市情報公開条例第5条第1号ただし書に該当するとき。
  - (3) 外部提供することについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が審査会の意見を聴いて認めたとき。
- 3 実施機関は、第1項第4号の規定による目的外利用及び前項第4号の規定による外部提供をしたときは、規則で定める場合を除き、本人への通知その他適切な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び外部提供の規制)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の記録を利用してはならない。

- (1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は本市の正当な行政執行に関連があるとき。
  - (2) 目的外に利用をする保有個人情報が岡山市情報公開条例第5条第1号ただし書に該当するとき。
  - (3) 目的外に利用することについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が審査会の意見を聴いて認めたとき。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。
- (1) 法令若しくは他の条例の定めがあるとき又は国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合でその業務の遂行のために必要があると認められるとき。
  - (2) 外部に提供する保有個人情報が岡山市情報公開条例第5条第1号ただし書に該当するとき。
  - (3) 外部に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるとして実施機関が審査会の意見を聴いて認めたとき。
- 3 実施機関は、第1項第4号の規定による利用及び前項第4号の規定による提供をしたときは、規則で定める場合を除き、本人への通知その他適切な措置を講じなければならない。

(保有特定個人情報の目的外利用の規制)

第9条の2 実施機関は、登録業務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を当該実施機関自ら利用することができる。

(保有特定個人情報の外部提供の規制)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関を超えて保有特定個人情報を提供してはならない。

(開示請求)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人の特別の関係にあると実施機関が認める者（以下「特別利害関係人」という。）は、本人に代わって開示請求することができる。

3, 4 (略)

(訂正又は削除の請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報の記録について事実の記載の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の記録の訂正を請求することができる。

2 何人も、実施機関に対し、第6条の規定による保管等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に係る個人情報が収集されたときは、当該保有個人情報の記録の削除を請求することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特別利害関係人は本人に代わって訂正又は削除の請求をすることができる。

(目的外利用等の中止の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、第9条第1項又は第2項の規定によらないで、自己に係る保有個人情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）がされているときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(開示請求)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下第25条及び第27条を除き同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）その他本人の特別の関係にあると実施機関が認める者（以下これらを「特別利害関係人」という。）は、本人に代わって開示請求することができる。

3, 4 (略)

(訂正又は削除の請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報の記録について事実の記載の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の記録の訂正を請求することができる。

2 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の記録の削除を請求することができる。

- (1) 第6条の規定による保管等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に係る個人情報が収集されたとき。
- (2) 第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第1項第5号において同じ。）に記録されているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、特別利害関係人は、本人に代わって訂正又は削除の請求をすることができる。

(目的外利用等の中止の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の目的外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。

- (1) 第6条の規定による保管等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に係る個人情報が収集されたとき。
- (2) 第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 第9条第2項又は第9条の3の規定に違反して提供されているとき。
- (4) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 前項の規定にかかわらず、特別利害関係人は、本人に代わって目的外利用等の中止の請求をすることができる。

(開示、訂正等の請求方法)

第14条 自己に係る保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人若しくはその法定代理人又は特別利害関係人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示、訂正等請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容
- (3) 訂正、削除又は目的外利用等の中止を求める事項及びその理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 (略)

(他の制度との調整)

第22条 保有個人情報の開示、訂正等の手続が別に定められている場合には、その定めるところによるものとする。

2 図書館その他の施設において収集、整理又は保存がされている個人情報の記録で、一般的の利用に供することを目的として管理されているものについては、この条例は適用しない。

(罰則)

第24条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第18条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第18条の2の派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、正当な理由がないのに、第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条の2 前条に規定する者が、重大な過失により、個人の秘密が記載された第2条第5号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、10万円以下の罰金に処する。

(開示、訂正等の請求方法)

第14条 自己に係る保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止（情報提供等記録にあっては、開示又は訂正に限る。以下「開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人又は特別利害関係人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示、訂正等請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容
- (3) 訂正、削除又は目的外利用等の中止を求める事項及びその理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条の2 実施機関は、保有個人情報の記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(他の制度との調整)

第22条 保有個人情報の開示、訂正等（保有特定個人情報の開示を除く。）の手続が別に定められている場合には、その定めるところによるものとする。

2 図書館その他の施設において収集、整理又は保存がされている個人情報の記録で、一般的の利用に供することを目的として管理されているものについては、この条例は適用しない。

(罰則)

第24条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第18条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第18条の2の派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、正当な理由がないのに、第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条の2 前条に規定する者が、重大な過失により、個人の秘密が記載された第2条第8号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、10万円以下の罰金に処する。